

関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 全刈地拵

(1) 作業方法等

区域内の全面を対象に雑灌木、笹等を刈払い、末木枝条及び刈り払ったものを筋状に整理、集積するものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払いは、地際より丁寧に行うものとする。
- ② 残存している立木については、保残するように表示したもの又は監督職員が保残するように指示したものを除き、全て伐倒するものとする。
- ③ 末木枝条、刈り払ったものや伐倒木(以下「末木枝条等」という。)は植付けに支障のないように処理することとするが、地に落ちつかないものは切断して、接地させ、滑落・移動等しないように安定させることとする。
- ④ 植付までの事業を同一の者が実施する場合で末木枝条等が少なく植栽に差し支えないと判断される場合は、部分的に集積又はそのまま存置することとして差し支えないが、それ以外の場合は、一定の植幅を確保して原則として等高線沿い(水平方向)に筋状に置くこととする。
- ⑤ 傾斜地等で集積物が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積とする。
- ⑥ 植幅及び置幅は、別紙特記仕様書のとおりとする。
- ⑦ 天然生稚幼樹で、監督職員が指示したものは全て保残する。
- ⑧ 複層林の下木植栽を予定している箇所については、上木の樹冠下及び管理路等を除いた箇所について上記に準じて行うこととする。

(2) 刈払機、チェーンソー作業における振動障害の予防

刈払機、チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙)及び「チェーンソー取扱い作業指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3 植付（コンテナ苗）

（１）苗木の調達

- ① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。
- ② 請負者は、苗木受領後可及的速やかに植付けが完了するよう植栽計画をたて、監督職員に提示し、苗木輸送、引渡月日、工程等を個所別に協議することとする。
- ③ 現地に運び込まれた苗木は、別に定める様式の苗木確認願を監督職員あて提出し、確認検査を受けるものとし、規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うものとする。

（２）苗木の品質・規格

- ① 種子の採取地及び育成地が林業種苗法第 24 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内の苗木を使用することとする。
- ② ①の定めがない樹種については、種子の採種地が可能な限り地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。
- ③ スギ、ヒノキは、可能な限り花粉の少ない苗木（特定苗木若しくは無花粉又は少花粉若しくは低花粉）であること。
- ④ 苗木の規格は別紙特記仕様書のとおりとし、発育が完全で組織が充実し、下枝をよく張り、根鉢全体に根が張っていて、根鉢が容易に崩れないものでなければならない。また、病虫害や外傷がないもの、着花、結実していないものでなければならない。

（３）苗木の取扱い

- ① 苗木の輸送、保管に当たっては、凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、活着率が低下しないようにしなければならない。苗木は立てて寄せ並べ、必要に応じて直射日光の遮断や灌水等により乾燥防止の措置を講ずること。
- ② 苗木の輸送、植付に当たっては、根鉢を崩さないように丁寧に取り扱うこと。
- ③ 植付等苗木を携行する際には、苗カゴ、梱包ネット等を使用し、根鉢を崩さないように丁寧に扱うこと。

（４）仮植

コンテナ苗については、仮植を必要としない。

（５）苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い

- ① 輸送時には直射日光や雨に当たらないように注意すること。
- ② 貯蔵箱等は完全密封によって植物への鮮度を保持するものであることから、箱等の損傷に十分注意し、損傷したものは直ちに開封し、植え付けること。また、テープが剥がれた程度であればテープの再貼り付けを行うこと。
- ③ 保管上の取扱い
 - ア 貯蔵箱等は、雨、露に濡れないように、直射日光に当たらないようにすること。
 - イ 外気温 15℃まで貯蔵可能といわれているが、最適温度は5℃までであることに留意し、冷暗で風通しの良い箇所とする。

- ウ 外気温の上昇とともに積み替え回数を多くし、天地返しは1週間に1度は必ず行うこと。
- エ 積み重ねて保管する場合は、1段毎に栈を入れるなど通気性を確保するとともに、むれの原因となる直接シートはかけないこと。
- オ 保管場所が戸外である場合は、立木の中にテント等を使用し、直接地面には置かず、雨にさらされないように保管すること。

④ 開封後の取扱い

- ア 開封は1梱包ずつ行い、開封した梱包の植え付けを終えてから順次開封するようにし、開封したままで何時間も放置することのないようにすること。
- イ 早く梱包したもののから開封することとする。ただし、外気温が高くなってきたら、梱包や条件の不利なものから先に開封すること。

(6) 作業の方法

- ① ha当たりの植付本数及び苗木の植付列間・苗間の標準間隔は、別紙特記仕様書のとおりとし、植縄等により、規則正しく植え付けること。
- ② 植付地点に岩石、根株等の障害物が在って植え難い場合は、列間、苗間を若干移動して植え付けるものとする。
- ③ 日光の直射が強い日や強風の際は、なるべく植え付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。また、気象状況により乾燥が続く、植付後活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。
- ④ 植付は、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより期間内に完了が困難となったときは、速やかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
- ⑤ 植付方法

- ア 植付には、苗木植付器等、現地に応じたものを使用する。
- イ 植付地点を中心として、必要に応じた広さの範囲にある地被物をきれいに取り除き、植穴は、コンテナの容量と形状に応じた深さ、幅とする。ただし、地形、土壌条件等により所定の植穴が掘れない場合は、監督職員と協議しなければならない。
- ウ 植穴には地被物が入り込まないようにし、植穴と培地が密着するように苗木を入れ、空隙が生じないようにする。また、空隙が生じた場合は、地被物を含まない土壌を補充すること。
- エ 根鉢をつぶさないように、適度に踏み固める。
- オ 根鉢上面に覆土した後、地被物で苗木の根元周辺を被覆する。

(7) 作業記録

植付の月日、林小班、樹種、植付本数、棄却本数等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U7-2」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

4 下刈（全刈）

(1) 作業方法等

区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置

状況等に応じて保残育成するものを含む。以下同じ。)と競合状態にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払高は、できるだけ地際に近い位置とする。
- ② 刈払物は植栽木を覆わないよう注意し、なるべく植栽木の根元周囲（あるいは列間）に寄せて乾燥防止等に活用すること。
- ③ 植栽木に巻きついたつる類は生育に支障のないように取り除くこと。
- ④ 刈払いに際しては、特に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。
- ⑤ 特に、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では監督職員の指示に従い、あらかじめ植栽木の周囲を刈払い、位置を明らかにしてから刈払いを行うこと。
- ⑥ 保護樹として保残してある立木で、植栽木の生育を阻害しているものがある場合は、枝払いを行うものとする。

(2) 作業記録

下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(3) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

5 除伐

(1) 除伐対象木

- ① 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
- ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
- ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所に成育する有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ (1)③で残存することとした有用天然木。
- ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 60 cm 以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。

- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
- ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の 1/2 程度伐り開く。
- ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。

(4) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

6 除伐 2 類

(1) 除伐対象木

- ① 植栽木等の成育に支障となるつる類、及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で、(2)③～⑤を除く樹木。
- ② 植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。
- ③ 形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね 18 cm 未満のもの。
- ④ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① (1)④で残存することとした有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ 目的木(有用天然木等を含む。以下同じ。)の成育に支障とならない雑灌木。
- ⑤ その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高(株高)は、地上 30 cm 以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。

(4) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

特記仕様書（造林）_常陸太田地区

1. 地拵について（人力）

急傾斜等の重機による作業が困難な箇所において、人力による地拵を実施する場合の植幅、置幅については下記のとおりとする。

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈筋置	植幅 2. 7 m以上 置幅 1. 7 m以内	全ての林小班に適用

2. 地拵について（機械）

（1）枝条の集積について

ア 末木枝条等は区域内に筋状に集積するか、搬出後に不要となった作業道上へ集積すること。なお、作業道上に集積する場合は、歩道として使用するため作業道敷の谷側 1 m 程度を確保し山側に集積すること。その際、必要に応じて 1. 5 m 程度の間隔で作業道へ杭を設置し安定させること。

イ アのほか、植栽に適さない岩石地等のうち、流失のおそれのない場所に固めて集積することも認める。なお、崩落防止のため杭を設置し安定させること。

ウ 林地保全のため、グラップル等の重機を用いて末木枝条を整理、集積する際に過度に表土を剥ぎ取らないよう注意すること。

3. 植付について

（1）苗木の仕様

植栽に用いるコンテナ苗は原則として花粉の少ない苗木（特定母樹由来の苗木（以下、特定苗）も含む）とする。

また調達にあたっては予め監督職員に、調達予定先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律 89 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証を提出し、承諾を受けること。

植栽木の仕様について（コンテナ苗）

樹種	苗齢	長さ	根元径	摘要
スギ	2	3 5 cm 上	4. 0 mm 上	原則として花粉の少ない苗木を使用する。
ヒノキ	2	3 5 cm 上	3. 5 mm 上	

(2) 植栽密度及び植付間隔

植付樹種	ha 当たりの 植付本数	苗木の植付間隔（水平距離）		適用林小班等
		列間	苗間	
スギ	2, 0 0 0 本	2. 2 m	2. 2 m	すべての林小班に適用
ヒノキ	2, 0 0 0 本	2. 2 m	2. 2 m	すべての林小班に適用

(3) 特定苗の植栽状況の把握について

本事業における特定苗の植栽状況を把握するため、特定苗を納入・植栽した場合は植付実行記録（様式U7-2）の摘要欄に特定苗の植栽本数を記載の上、監督職員へ報告すること。

4. 下刈について

(1) 下刈の実施順序について

- ① 原則下草による影響が大きい2年生の林小班から実施し、続いて1年生の林小班を実施後、3年生及び4年生以降の林小班の順で実施すること。なお、下草の繁茂状況を加味して順序を変更する場合は、監督職員と協議を行うこと。
- ② 2058は4林小班については、区域の一部が検定林となっており、検定林設計者である森林総合研究所 林木育種センターによる調査の関係から、原則は8月から10月にかけての実施とし、猛暑等の理由により難しい場合は、協議のうえ実施時期を調整する。

(2) 夏季の下刈について

夏季に下刈を実施する際に、猛暑により熱中症のリスクが高い場合には、現場代理人の判断で作業を中止すること。

5. 林道の利用について

以下の林道において風力発電工事が予定されていることから、近隣を通勤する際は十分注意して作業を実施すること。特に当該林道を通勤路として使用する場合、請負者は工事業者と作業時期について十分調整を行うこと。なお工事業者の連絡先等については契約締結後、請負者へ通知する。

風力発電工事 利用林道	亀谷地林道	君田（君田）林道
	三古室林道 及び 三古室支線林道	岡見支線林道
	猿喰林道 及び 猿喰支線林道	猿喰第二支線林道

6. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切な放射線障害防止措置を講じること。

7. チェーンソー作業における労働災害の防止について

チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第4号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

8. CSF（豚熱）の感染拡大防止について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、茨城県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めなければならない。